

平成30年度

蓮田市定例監査兼行政監査  
結果報告書

蓮田市監査委員



写

監査第168号

平成31年3月27日

蓮田市市長	中野和信様
蓮田市議会議長	石川誠司様
蓮田市教育委員会教育長	西山通夫様
蓮田市選挙管理委員会委員長	栗原一男様
蓮田市公平委員会委員長	町田知啓様
蓮田市農業委員会会長	萩原和夫様
蓮田市固定資産評価審査委員会委員長	稲橋 實様

蓮田市監査委員 内 田 薫

蓮田市監査委員 山 口 京 子

平成30年度定例監査兼行政監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定による標記監査を実施したので、その結果に関する報告書を提出します。



＜ 目 次 ＞

	頁
第1 監査の概要	1
1 テーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の対象	1
(1) 対象事項	1
(2) 対象部課	1
(3) 対象とした公園	1
4 監査の期間	1
5 監査の着眼点	1
6 監査の方法	2
第2 監査の結果	2
1 公園の維持管理	2
(1) 公園施設等の安全管理	2
(2) 樹木管理	3
(3) 衛生管理	4
(4) 有害植物及び危険動物等の有無と管理状況	5
(5) 防災上の役割	5
(6) 公益社団法人蓮田市シルバー人材センターへの委託状況	5
(7) 市民参画による管理運営状況	6
2 公園の利用状況	8
(1) 利用者からの意見等への配慮	8
(2) 利用者の現状とマナーについて	8
3 公園台帳について	8
(1) 公園台帳の作成・管理	8
4 現地調査	8
第3 むすび	
〔提言・要望事項〕	1 1
1 公園施設の点検と安全管理	1 1
2 計画的な施設の改修	1 1
3 看板等の整備	1 1
4 利用状況の把握	1 2
5 不法行為等への取組	1 2
6 公園台帳の整備	1 2
【参考資料】	1 3～2 5



## 第1 監査の概要

### 1 テーマ

公園の管理運営について

### 2 監査の目的

公園は誰でもいつでも利用できる身近な施設であり、災害時には避難場所となることから安心・安全・快適に利用できるように常に管理をする必要があり、市が維持管理する公園の管理運営が適正かつ効率的・効果的に行われているかを目的として監査を実施した。

### 3 監査の対象

#### (1) 対象事項

公園施設の管理運営に関する事務等

#### (2) 対象部課等

環境経済部みどり環境課、生涯学習部文化スポーツ課

#### (3) 対象とした公園 90箇所

※参考資料1「都市公園等一覧表」のとおり

##### ・みどり環境課所管

都市計画公園（40箇所）、その他の公園（22箇所）、  
公園予定地・トラスト地（3箇所）、簡易児童遊園地（23箇所）

##### ・文化スポーツ課所管

都市計画公園（2箇所）

### 4 監査の期間

平成30年11月20日から平成31年3月26日

### 5 監査の着眼点

次の項目を着眼点とした。

#### (1) 公園施設の維持管理について

ア 公園施設等の安全管理は適切か

イ 樹木及び衛生管理は適切か

ウ 有害植物及び危険動物等の有無と管理状況は適切か

エ 防災上の役割は果たしているか

オ 業務委託している管理運営は適切か

カ 市民参画による管理運営は適切か

- (2) 公園の利用状況について
  - ア 利用者からの意見等への配慮はなされているか
  - イ 防犯上の配慮がなされているか
- (3) 公園台帳について
  - ア 台帳の作成と管理は適正に行われているか

## 6 監査の方法

対象部課から公園施設の維持管理に係る調査票及び関係書類の提出を求めるとともに、平成 31 年 2 月 6 日に関係職員へのヒアリングと現地調査を実施した。

## 第 2 監査の結果

### 1 公園の維持管理

#### (1) 公園施設等の安全管理

公園施設等の点検は業者委託により年 1 回、平成 29 年度は対象とした 90 公園のうち、みどり環境課所管の 64 公園を 8 月に、文化スポーツ課所管の 2 公園を 10 月に実施している。

遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成 26 年改訂第 2 版国土交通省）」や「遊具の安全に関する規準（平成 26 年社団法人日本公園施設業協会）」に基づき点検が実施され、その結果は点検調査報告書として報告されている。

平成 27～29 年度の公園等点検業務委託経費は、表 1 のとおりである。

表 1 公園等点検業務委託経費 (単位：円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
公園等点検業務委託	492,480	805,680	732,240

点検調査報告書による判定結果は、表 2 のとおりである。

表 2 点検調査報告書による判定結果

判定基準（補修）	判定別件数
A 現状は異常がなく、修繕の必要はない	161

B	やや劣化、及び磨耗の兆しはあるが現状では修繕の必要はない	203
C	部分的に劣化、及び磨耗あり、計画的な修繕を要する	172
D	重要な部分に異常、又は全体に老朽化。至急対処が必要	25

D判定は25件で、11件の撤去や補修等が行われていた。D判定の残り14件は経過観察としている。市は判定結果を基に遊具の修繕・更新計画表を作成して緊急性の高いものから順次撤去や補修等を行っているとのことであった。

なお、平成27～29年度までの公園施設における事故等の発生はなかったが、事故等に備えて、全国市長会市民総合賠償補償保険に加入している。

## (2) 樹木管理

樹木のせん定、伐採、除草等の維持管理は、業者委託や一部の自治会等によって管理されている。

平成27～29年度に業者委託した公園樹木管理委託経費は、表3のとおりである。

表3 公園樹木管理委託経費 (単位：円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公園樹木管理委託	21,746,820	34,533,270	37,494,880

平成29年度に業者委託した公園樹木管理委託状況は、表4のとおりである。

表4 公園樹木管理委託状況

	公園数	経費 (円)	実施回数	実施時期
高木(低木)せん定・伐採	25	8,698,840	1回、4回	5～3月、 6～11月
芝生刈込・除草	49	28,537,920	1～6、9、10回	5～11月

その他（病虫害防除、施肥等）	3	258,120	1～2回	6～9月
合計	77	37,494,880		

### （3）衛生管理

公園清掃、トイレ清掃等の維持管理は、業者委託や一部の自治会等によって管理されている。

平成27～29年度に業者委託した公園、トイレ等の清掃及び衛生検査業務委託経費は、表5のとおりである。

表5 公園、トイレ等の清掃及び衛生検査業務委託経費（単位：円）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公園清掃委託	2,830,125	2,835,026	2,801,567
トイレ清掃委託	1,366,646	1,582,101	1,652,235
水景施設及び排水施設清掃委託	1,386,180	1,231,200	2,025,000
砂場清掃及び砂補充委託	125,040	261,900	399,800
衛生検査業務（砂場、水質検査等）委託	520,020	489,024	447,768
合計	6,228,011	6,399,251	7,326,370

平成29年度に業者委託した公園、トイレ等の清掃及び衛生検査業務委託状況は、表6のとおりである。

表6 公園、トイレ等の清掃及び衛生検査業務委託状況

	公園数	経費（円）	実施回数	実施時期
公園清掃（水飲み場含む）	28	2,801,567	週1回	4～3月
			週1～2回	11～1月
トイレ清掃	23	1,652,235	月2回 隔日 年間109日	4～3月

水景施設及び排水施設清掃	2	2,025,000	1回	4、10～12、3月
			6回	7～8月
砂場清掃及び砂補充	10	399,800	1回	1～3月
衛生検査業務（砂場、水質検査等）	32	447,768	1回	8～9月
合計	95	7,326,370		

※公園数の合計は延べ委託件数を示している。

#### （４）有害植物及び危険動物等の有無と管理状況

その他の公園の一部に毒性の強い夾竹桃が植栽されていた。

また、平成27～29年度の危険動物等の駆除業務委託経費は、表7のとおりであるが、駆除したのはいずれもスズメバチで平成27、28年度が各1公園、平成29年度が4公園であった。

表7 危険動物等の駆除業務委託経費 (単位：円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
駆除業務委託	102,000	8,640	77,760

#### （５）防災上の役割

災害時には12公園が避難場所とされており、また、防災倉庫も12箇所設置されている。平成29年度には根金防災公園が新設されたが、かまどベンチやマンホールトイレ、ソーラー式照明が設置されている。この他の防災機能設備のある公園としては桜台防災広場がある。

#### （６）公益社団法人蓮田市シルバー人材センターへの委託状況

黒浜公園及び西城沼公園の管理業務を委託している。業務は、除草、公園及びトイレ清掃、受付管理業務（黒浜公園のみ）である。

平成27～29年度の公園管理業務委託経費は表8のとおりである。

表 8 公園管理業務委託経費

(単位：円)

公園名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
黒浜公園	11,063,000	3,401,004	3,353,960
西城沼公園	2,954,897	2,946,872	2,946,872

## (7) 市民参画による管理運営状況

公園に近在する自治会等の 22 団体が、市に公園管理奉仕活動団体として登録し、28 箇所 of 公園管理をしている。その活動内容は、年 3 回以上の除草や月 1 回を目安にした清掃、低木を中心とした年 1 回以上のせん定等である。多くの団体は活動によって排出されたゴミ等を、市が委託した回収業者により蓮田白岡衛生組合に搬入し処分している。市はこれらの団体の活動に対して蓮田市公園管理報奨金交付要綱に基づき管理面積に応じた公園管理報奨金を交付しており、その状況等は表 9 のとおり、平成 29 年度の交付総額は 1,583,400 円であった。

表 9 公園管理奉仕活動団体の管理状況 (平成 29 年度)

	公園等	公園管理奉仕活動団体	管理面積 (㎡)	公園管理 報奨金(円)
1	上島公園	西新宿一・六丁目 自治会自主防災会	3,758	85,100
2	中谷公園	西新宿四・五丁目自治会	2,218	54,300
3	綾瀬西児童公園	綾瀬自治会	713	24,200
	綾瀬南児童公園		396	17,900
	綾瀬東児童公園		324	16,500
	綾瀬児童公園		191	13,800
4	榎戸公園	椿山一丁目自治会	1,355	37,100
5	貝和田公園	椿山三丁目自治会	865	27,300
6	御殿場山公園	椿山四丁目自治会	1,467	39,300
7	三角公園	ラジオ体操の会	898	27,900
8	岡の島公園	カラオケの会	635	22,700

9	松ヶ崎公園 桜台防災広場	桜台文化村自治会	3,283 2,530	75,600 60,600
10	桑原公園	桑原第一自治会	2,401	58,000
11	天神谷公園	愛犬倶楽部	2,458	59,100
12	馬込八番公園	馬込第二自治会	2,440	58,800
13	馬込七番公園	馬込第一自治会	2,063	51,200
14	中道公園	西新宿二・三丁目自治会	5,391	117,800
15	せいよう北公園 せいよう南公園	西洋関山自治会	722 830	24,400 26,600
16	宿上公園 宿下公園	藤の木第一自主防災会	410 2,000	18,200 50,000
17	馬場公園	黒浜馬場防犯パトロール 隊	2,477	59,500
18	天神前公園	南第三自治会	1,000	30,000
19	元荒川河川敷公 園（椿山）	エコグリーンクラブ 椿山二丁目自治会	6,132 1,000	132,600 30,000
20	元荒川河川敷公 園（椿山1丁目）	椿山フラワーズ	7,247	154,900
21	日野手緑地	日野手緑地奉仕団	7,366	157,300
22	八幡溜公園予定 地	御前橋栄寿会	2,137	52,700
	合 計		65,070	1,583,400

また、市は報奨金以外にも花の苗や落ち葉清掃用ビニール袋の提供を行い団体を支援している。さらに、公園管理に必要な電動草刈機等の作業用具の貸し出しも行っている。

公園管理には公園管理奉仕活動団体のような地元の協力が必要であると考えられる。自分たちの公園として愛着をもって管理をしていくことが望まれる。このことにより地域コミュニティの活性化や活動メンバーの生きがい、更には防犯など様々な効果が期待されている。

## 2 公園の利用状況

### (1) 利用者からの意見等への配慮

公園施設の維持管理に係る調査票によると、多目的トイレは10箇所の公園に設置、スロープや手すりなどバリアフリー対応の公園は西城沼公園と宿下公園である。また、高齢者向けの健康遊具がある公園は前口公園、西城沼公園及び下蓮田公園である。

関係職員からの聴取では、トイレは、20～30年前に設置したものが多く、老朽化や破損、狭い、暗いなどの苦情や改善要望が多く寄せられており、今後は公園の新設、改修と併せユニバーサルデザインを取り入れ計画的にトイレ設置を行っていくとのことである。

また、市には、市民や自治会から電話等により意見や要望等が寄せられている。その主なものは、樹木のせん定や伐採、遊具・施設の改修、トイレの不具合等であるが、これらを記録して緊急性の高いものから順次、職員や業者委託により対応を行っている。

### (2) 利用者の現状とマナーについて

公園の利用制限については、看板を設置して注意喚起を図っているが、犬の放し飼い等の通報があった場合には、職員が現地へ赴き注意を行っているとのことである。

また、散歩に来た犬に蛇口から直接水を飲ませたり、猫にエサをやる等の迷惑行為への対応についても、職員が現場に出向き注意や啓発用看板の設置をする等の対策を行っているとのことである。特に利用者のモラルやマナーの低下には苦慮しているとのことであった。

## 3 公園台帳について

### (1) 公園台帳の作成・管理

公園管理者は都市公園法第17条第1項に基づき、調書及び図面からなる都市公園台帳を作成・保管し、同法施行規則第10条第4項により、記載事項に変更があったときは速やかにこれを訂正しなければならないとされているが、公園台帳の一部に、修正、更新が行われていない状況であった。

## 4 現地調査

みどり環境課所管の「西城沼公園」と、文化スポーツ課所管の「中道公園」の2箇所を現地調査した。

現地調査の状況は、次のとおりである。

● 「使用禁止」と老朽化した「遊具」(西城沼公園)



● 段差のある入口付近(西城沼公園)



- 老朽化して字が読めない看板（中道公園）



- 屋根の上に石等が放置されている（中道公園）



### 第3 　むすび

公園は遊び、憩い、交流の場として様々な目的を有する人が利用している。また、近年は健康志向により運動や散歩を楽しむ利用者も増加している傾向である。このような中で、市は利用者が安心して安全・快適に利用できる公園を提供することが肝要であると考える。

なお、公園の維持管理はその用途や大きさに応じ、行政、地域、利用者がお互いの役割の中で協力し管理していくことが重要であるとも考える。

公園施設は市民の財産であり、市は市民からの負託を受けて適正に管理する必要があることから以下の提言・要望を述べ、監査の結果報告のむすびとする。

#### 〔提言・要望事項〕

#### 1 　公園施設の点検と安全管理

公園は誰もが安全に利用できる公園でなければならない。そのためには公園施設の安全点検を確実に実施する必要がある。遊具の点検については専門業者による年1回の点検と職員による月1回の点検が実施されているが、専門業者による点検時に職員は立ち会っていないとのことであった。遊具の補修等を計画的に行うためにも点検時には職員も立会いその状況を確認しておくべきである。

なお、本市では現在、事故等の発生はないということであったが、施設は全体的に老朽化が目立ち、危険であるものが多数見受けられたことから、職員による日常点検を計画的かつ定期的に実施し、事故等発生未然防止と、一層の安全管理の徹底に努められたい。

#### 2 　計画的な施設の改修

多くの公園は、開設から40年以上が経過している。点検調査報告書では全体的に施設の老朽化が見受けられた。蓮田市第5次総合振興計画の基本施策「公園の整備と緑地の保全」の中で、地域の特性を生かした蓮田市らしい景観形成の推進と併せて、計画的な公園の整備、効率的な改修と適切な維持管理が位置付けられている。

現在、市が管理する公園施設の全体的な改修計画等は策定されていない状況であるが、今後は施設全体の長寿命化に向けた修繕・更新計画を早期に作成し、年次ごとに計画的な整備を進めていくことが必要であると考える。

#### 3 　看板等の整備

公園には、園名板や注意書等の看板が設置されているが、中にはその公園の由来や開設の経緯、禁止事項等を周知しているものがある。現地調査や、

公園等点検調査報告書で看板の文字が老朽化によって不鮮明で読み取れないものが見受けられたことから計画的に書き換えを行い、より多くの人に周知されるよう望むものである。

#### 4 利用状況の把握

第5次総合振興計画の基本施策の主要事業である「公園リノベーション事業」や「キッズパークはすだ事業」は、公園を特色のあるものや観光スポット化して市内外からの利用客を呼び込み、新たな地域コミュニティの形成を図ることとしている。この事業を推進し利用活性化を目指すためには、利用している年代や目的等の利用状況を把握することが肝要であると考ええる。

#### 5 不法行為等への取組

公園内ではゴミの不法投棄や落書き、いたずらによる給水施設の破損等トラブルが起きている。これらの不法行為等を未然に防止する観点からも照明の整備や防犯カメラの設置等も考慮した適正な管理を望むものである。

#### 6 公園台帳の整備

公園台帳の一部は、作成してから修正・更新がなされていない状況であり、また、記載されていた様式も統一されていなかった。公園台帳は法令等で規定されていることから、撤去・更新等によって変更が生じた場合には早急に修正して、土地や施設の現況が反映されていなければならない。

また、簡易児童遊園地は、法令等に台帳整備の規定はないが、公の施設として適切な財産管理を行うためにも台帳整備は必要である。これらのことから、公園台帳については、早期の統一した様式による整備に努めるとともに年1回は必ず見直しを行い、台帳の情報は常に現況と正確であることを確認すべきである。

以上、定例監査のむすびとする。

< 資料編 目次 >

	頁
◇資料1 都市公園等一覽表 . . . . .	14
◇資料2 關係法令 都市公園法 (抄) . . . . .	18
◇資料3 關係法令 都市公園法施行規則 (抄) . . . . .	20
◇資料4 關係法令 蓮田市都市公園條例 (抄) . . . . .	22
◇資料5 關係法令 蓮田市公園管理報獎金交付要綱 . . . . .	24

## 都 市 公 園 等 一 覧 表

①都市計画公園(その1)

平成30年4月1日現在

番号	公 園 名	開 設		面積 m <sup>2</sup>	主 な 施 設					公園の位置
		公告年月日	変更年月日		照 明	便 所	水 飲	砂 場	その他	
1	五反歩公園	S55.10.1		4,672.94	3	1	1	1	芝生広場 小動物(カバ シカ ゾウ) 滑り台 ローラー滑り台 中鉄棒 ブランコ(4人用) ベンチ 藤棚 シーソー ジャングルジム	西城2丁目110
2	中島公園	S57.11.2		1,852.48	2	1	1	1	コンビネーション遊具 3間中鉄棒 プレイウォール 恐竜(トリケラトプス ティラノザウルス) 怪獣 ベンチ	西城3丁目67
3	上島公園	S57.1.18		4,208.28	4	1	1	1	自由広場 自転車置き場 コンビネーション遊具 ベンチ 藤棚 クライネット	西新宿1丁目75
4	中谷公園	S57.1.18		2,218.60	2	1	1	1	自由広場 円形パーゴラ 組み合わせベンチ ブランコ(4人用) コンビネーション遊具 ベンチ シーソー	西新宿5丁目68
5	綾瀬西児童公園	S53.11.1		713	1		1	1	滑り台 ブランコ(2人用) ベンチ	綾瀬2413-95
6	榎戸公園	S53.11.1		1,355.00	1	1	1	1	ブランコ(2人用) ネットクライミング 滑り台 ベンチ	椿山1丁目2523-117
7	貝和田公園	S53.11.1		865.57	1		1		ブランコ(2人用) 滑り台 ワンパドーム ベンチ	椿山3丁目216-222
8	御殿場山公園	S53.11.1		1,467.78	1		1	1	ブランコ(2人用) ネットクライミング ベンチ	椿山4丁目2790-7
9	三角公園	S53.11.1		898.23	1		1		3間低鉄棒 ハン登棒 ブランコ ベンチ	緑町2丁目2253-30
10	岡の島公園	S53.11.1		635.83	1		1	1	3間低鉄棒 ブランコ(4人用) パーゴラ スツール4基	緑町2丁目2200-100
11	みどり公園	S53.11.1		1,292.26	2		1	1	3間低鉄棒 ブランコ(4人用) 滑り台 太鼓梯子 ベンチ	緑町1丁目2059-14
12	松ヶ崎公園	S56.7.1		3,283.53	4		1	1	コンビネーション遊具 木馬シーソー ブランコ(4人用) 藤棚 テーブル ベンチ	桜台2丁目467-2
13	見沼公園	S56.7.1		1,261.79	1	1	1	1	自由広場 滑り台 ジャングルジム ブランコ(4人用) 藤棚 テーブル ベンチ	見沼町3062
14	桑原公園	H6.4.25		2,401.25	3	1	1		ジャングルジム スプリング遊具2基 シェルター ベンチ4基	蓮田三丁目51
15	前口公園	H5.6.15		2,930.91	3	1	1		健康遊具 四阿 野外卓 ベンチ4基 ブランコ(2人用) ダスト舗装1,370㎡	蓮田五丁目42
16	天神谷公園	H4.4.24		2,458.93	2			1	自由広場 滑り台 ブランコ(4人用) 3間低鉄棒 山形梯子 パーゴラ ベンチ4基	蓮田四丁目75
17	野久保公園	H10.1.14		1,699.62	2	1	1		コンビネーション遊具 スプリング遊具 3間低鉄棒 パーゴラ ベンチ ダスト舗装528㎡	蓮田一丁目204
18	馬込九番公園	H10.1.14		1,329.53	2	1	1	1	滑り台 砂場 ブランコ(2人用) 3間低鉄棒 ベンチ ダスト舗装677㎡	馬込一丁目214
19	馬込八番公園	H6.4.25		2,665.76	3	1	1	1	ブランコ(2人用) シェルター ベンチ 芝生広場1,119㎡ ダスト舗装825㎡	馬込二丁目180
20	馬込七番公園	H5.6.15		2,463.20	3	1	1	1	滑り台 ブランコ(2人用) シェルター ベンチ 芝生広場1,230㎡ ダスト舗装620㎡	馬込五丁目145
21	中道公園	S57.7.5		11,000.58	4	1	1		テニスコート2面 自由広場(ソフトボール場) 時計 四阿 コンビネーション遊具 ブランコ 滑り台 記念碑 ベンチ	西新宿3丁目83
22	堂山公園	S57.1.18 H3.4.30		11,738.69	8	1	3	1	自由広場 ターザンロープ ブランコ(4人用) 滑り台 鉄棒 複列シーソー メリーゴーランド パーゴラ 四阿 野外卓 噴水 記念碑 ベンチ	上2丁目3571

多目的トイレ

## 都 市 公 園 等 一 覧 表

①都市計画公園(その2)

平成30年4月1日現在

NO	公 園 名	開 設		面積 m <sup>2</sup>	主 な 施 設					公園の位置
		公告年月日 変更年月日			照 明	便 所	水 飲	砂 場	其 他	
23	根ヶ谷戸公園	H10.3.20		16,215.10	9	1	2	1	ロープウェイ ローラー滑り台 コンビネーション遊具 砂場 ゲートボールコート2面 ジャブジャブ川 岩山滝 芝生広場 四阿2基 パーゴラ5基 FRPコンビ遊具 スプリング遊具2基	馬込三丁目49
24	黒 浜 公 園	S51.10.1		45,268.00	4	2	5	1	サッカー場 テニスコート4 バレー・テニス兼用1 野球場1(夜間照明6基) クライムネット 2方向滑り台 ブランコ 四阿 時計(トイレ棟)	大字黒浜字雅楽谷 4,088-2.
25	西 城 沼 公 園	H4.4.24		44,555.05	28	2	4	1	管理事務所 駐車場 ジャブジャブ池 沼 四阿 パーゴラ 芝生広場 木製橋 ゲートボールコート2面 ローラ滑り台 時計2基 迷路 砦 バasketゴール	大字城字西谷 637-1外
26	綾瀬南児童公園	S53.11.1		396.00	1		1	1	ブランコ(2人用) ベンチ	綾瀬2345-31
27	綾瀬東児童公園	S53.11.1		324.56					ベンチ	綾瀬2413-156
28	せいよう北公園	H4.3.4		661.52	1				ベンチ	関山4丁目1-129
29	せいよう南公園	H4.3.4		687.72	1		1	1	滑り台 ブランコ(4人用) シェルター ベンチ	関山4丁目1-12
30	清 水 公 園	H5.6.15		1,300.92				1	ローラー滑り台 スプリング遊具1基 アニマル1基 ベンチ	大字井沼字清水620-5外
31	清 水 緑 地	H5.6.15		3,145.55					植栽	大字井沼字清水620-8外
32	宿 上 公 園	H6.6.28		1,929.72	3	1	1	1	滑り台 四阿 パーゴラ 野外卓 ベンチ	藤ノ木3丁目130
33	宿 下 公 園	H14.3.25		3,238.53	2	1	1	1	3連低鉄棒 ブランコ(2人用) 滑り台 スプリング遊具 登り棒 ベンチ 藤棚	藤ノ木3丁目267
34	藤ノ木公園	H14.3.25		2,531.82	2	1	1	1	3連低鉄棒 ブランコ(2人用) 滑り台 スプリング遊具 ベンチ テーブル 藤棚	藤ノ木1丁目42
35	馬 場 公 園	H9.9.4		2,702.33	3	1	1	1	コンビネーション遊具 スプリング遊具2基 パーゴラ 四阿 ベンチ	藤ノ木4丁目58
36	天 神 前 公 園	H9.9.4		1,000.00	2	1	1	1	滑り台 ブランコ(2人用) スプリング遊具 パーゴラ ベンチ	藤ノ木1丁目309
37	山ノ内公園	H17.3.25		11,786.00	7	1	1	1	パーゴラ1基 ベンチ6基 時計 ブランコ 滑り台 鉄棒	山ノ内1-2 H11.6.28引継ぐ
38	黒 浜 2 号 緑 地	H25.3.29		2,607.82					植栽 緑道	藤ノ木3丁目131
39	黒 浜 3 号 緑 地	H25.3.29		2,896.04					植栽 緑道	藤ノ木4丁目42
40	黒 浜 4 号 緑 地	H25.3.29		2,512.57					植栽 緑道	藤ノ木4丁目67
41	黒 浜 5 号 緑 地	H25.3.29		1,991.59					植栽 緑道	藤ノ木4丁目238
42	黒 浜 1 号 緑 地	H29.3.16		886.21					植栽 緑道	藤ノ木3丁目42
	計			210,050.81	117	25	42	28		

多目的トイレ

## 都 市 公 園 等 一 覧 表

## ②その他の公園

平成30年4月1日現在

NO	公 園 名	開 設		面積 m <sup>2</sup>	主 な 施 設					公園の位置	
		公告年月日	変更年月日		照 明	便 所	水 飲	砂 場	その他		
1	元荒川河川敷公園(椿山)			8,025.53		1				ゲートボールコート2面 芝生広場2,309.1m <sup>2</sup>	城127-3番地先
2	元荒川河川敷公園(緑町)			8,584.95		2		1		ベンチ ダスト広場1,698m <sup>2</sup> 土俵 植栽樹4基 芝生広場1,132.3m <sup>2</sup>	城64-1番地先
3	綾瀬緑地			1,132.05						植栽	綾瀬2413-222
4	田村駒緑地			136.43				1		植栽	大字黒浜2798-188外
5	桜台緑地 1			113.00						植栽	桜台3丁目396-13
	桜台緑地 2			70.00						植栽	桜台3丁目758-72
6	せいよう緑地			226.00						植栽	関山4丁目
7	綾瀬せせらぎ公園			1,789.47						親水水路397m 小動物3基 ベンチ5基 橋 テラス	大字蓮田字山の内下2755-2
8	綾瀬やすらぎふれあい公園			3,383.00						コンビネーション遊具 四阿1基 ベンチ 花壇	大字蓮田字山の内下2428-2
9	下蓮田公園			1,288.06						シェルター(ベンチ付き)3基 ストリートアスレチックス2基	大字蓮田字弥佐洲2049-9
10	ひょうたん池公園			3,180.00						護岸 木製デッキ 四阿1基	大字閨戸字堤外1485
11	堤外公園			5,180.00		1				四阿2基 テーブル ベンチ 遊戯施設(ロープウェイ) ブランコ2人用 クライミングウォール	大字閨戸1541-2他
12	後野公園(うしろや)			2,670.00						ベンチ7基 芝生広場588m <sup>2</sup>	大字高虫818-2
13	上町ふれあいの森			6,670.15						ベンチ テーブル 案内板 (簡易児童遊園として木製遊具2基)	上2丁目3637番1の一部外
14	元荒川河川敷公園 (椿山1丁目)			9,641.67						ベンチ	椿山1丁目地内
15	ふわふあの森			4,893.91							大字城755
16	日野手緑地			7,366.98							黒浜4757-2
17	桜台防災広場			5,105.40						防災型ベンチ4基 防災型トイレ3基	桜台1丁目551-2
18	関山2丁目緑地			180.19						H23.6.14帰属移管	関山2丁目3369-9
19	天神台児童公園			26.56				1		ブランコ(2人用) 借地~H32.3.31	大字江ヶ崎1756-1
20	椿山緑地			280.52							椿山3丁目外
21	榎戸公園隣接広場			1,735.25							
22	根金防災公園 (旧根金公園予定地)			1,850.00	1	1	1			照明は太陽光発電、便所、水道は災害時のみ使用	大字根金1792-1、1793
	計			73,529.12	3	3	1	3			

## ③公園予定地、トラスト地

1	八幡溜公園予定地			5,437.00						H6.4.28用地取得	大字蓮田1169
2	閨戸公園予定地			2,605.00				1			大字閨戸1846-1
3	黒浜沼トラスト地			73,246.00						全体計画8.7ha 埼玉県所有地44,687m <sup>2</sup> 蓮田市所有地25,343m <sup>2</sup> 駐車場3,216m <sup>2</sup>	大字黒浜4637外
	計			81,288.00	0	0	0	1			

## 都 市 公 園 等 一 覧 表

## ④簡易児童遊園地

平成30年4月1日現在

番号	公 園 名	設置年次	管理面積 ㎡	主 な 施 設				管理状況	土地所有および状況	公園の位置
				照 明	便 所	水 飲 場	砂 場 その他			
1	上平野平源寺	S56	37.80				一方滑り台 スプリング遊具2基	遊具のみ	私有地	上平野596
2	根金稻荷神社	S56	38.40				2連ブランコ	遊具のみ	私有地	根金425
3	根金子供公園	S45	961.00				2連ブランコ 一方滑り台 3連鉄棒	遊具のみ	市有地	根金1791-1
4	貝塚稻荷神社	S56	11.25				スプリング遊具2基 貝塚自治会館	遊具のみ	私有地	貝塚799
5	貝塚 山の神公園	S57	2,391.00				4連ブランコ 3連鉄棒	遊具+除草 1871㎡	私有地	根金1759
6	上閨戸愛宕神社	S54	9.00				スプリング遊具2基 ゴミ箱 自治会館	遊具のみ	私有地	閨戸2935-1
7	栗崎児童遊園地	S56	343.60				2連ブランコ	遊具+除草 327㎡	私有地	閨戸3901
8	第2小谷津団地	S55	1,077.13				4連ブランコ 一方滑り台 シーソー ベンチ	遊具+除草 851㎡	私有地及び市有地	閨戸2022
9	上町須賀神社	S56	282.29	1		1	4連ブランコ 一方滑り台1基 5連鉄棒 スプリング2基	遊具のみ	私有地	上1-6
10	東3丁目愛宕神社	S56	33.24				2連ブランコ(マット付) 一方滑り台 ベンチ 神社	遊具のみ	私有地	東3-4
11	下蓮田若宮八幡宮	S56	35.78				スプリング遊具1基 2連ブランコ	遊具のみ	私有地	蓮田816
12	寅子石	S56	476.00				2連ブランコ	(除草の要望有)	市有地	馬込2795
13	笹山集落センター	S57	25.85				2連ブランコ 鉄棒	遊具のみ	私有地	笹山492
14	江ヶ崎馬場遊園地	S58						除草のみ	私有地	江ヶ崎1137-1
15	桜ヶ丘遊園地	S56	113.09				2連ブランコ	遊具+除草 992㎡	私有地	黒浜3272-1
16	桜ヶ丘第2遊園地	S55	389.71				一方滑り台 石ベンチ5基 タイヤ4本	遊具+除草 244㎡	市有地	黒浜3394-4
17	御林遊園地	S56	317.63				2連ブランコ	遊具+除草 254㎡	市有地	黒浜3451
18	南新宿自治会館	S56	15.36				2連鉄棒 スプリング遊具2基	遊具のみ	私有地	黒浜3830
19	綾瀬児童公園	H15				1	一方滑り台 スプリング遊具2基 ベンチ5基	地元管理	市有地	綾瀬2620-19
20	関山1丁目児童公園	H19	148.95				2連ブランコ 一方滑り台 スプリング遊具1基	遊具のみ	市有地	関山1丁目3285-15
21	蓮田市役所中庭	H29					クライミングウォール、シーソー、ドームジャングル	遊具のみ	市有地	
22	上町ふれあいの森	H29					木製平均台、木製吊橋	遊具のみ	市有地	
23	農業者トレーニ ングセンター	H29					リンクミニ、はな(ジャングルジム)	遊具のみ	市有地	
	計		6,707.08	1	0	0	2			

## ○都市公園法（抄）

（定義）

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
  - イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）
  - ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

3 次の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。

- 一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定により決定された国立公園又は国定公園に関する公園計画に基いて設けられる施設（以下「国立公園又は国定公園の施設」という。）たる公園又は緑地
- 二 自然公園法の規定により国立公園又は国定公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は緑地  
（都市公園の設置）

第二条の二 都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。

（都市公園の管理）

第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)

以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第五条第二項第五号に規定する事業契約の契約期間(当該契約期間が三十年を超える場合にあつては、三十年)の範囲内において公園管理者が定める期間とする。

(都市公園台帳)

第十七条 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳(以下この条において「都市公園台帳」という。)を作成し、これを保管しなければならない。

2 都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

## ○都市公園法施行規則（抄）

## （都市公園台帳）

第十条 都市公園台帳は、調書及び図面をもつて組成する。

2 調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称
  - 二 所在地
  - 三 設置の年月日（既設公園については、公園又は緑地として設置された年月日）
  - 四 沿革の概要
  - 五 敷地面積及びその土地所有者別の内訳並びに当該土地所有者の所有する敷地について公園管理者の有する権原
  - 六 公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。次号において同じ。）及びその他の主要な公園施設についての次に掲げる事項
    - イ 種類及び名称
    - ロ 工作物であるものについては、その構造
    - ハ 建築物であるものについては、その建築面積
    - ニ 運動施設については、その敷地面積
    - ホ 法第五条第一項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日
  - 七 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物及び同条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合
  - 八 運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合
  - 九 主要な占用物件についての次に掲げる事項
    - イ 種類及び名称
    - ロ 構造
    - ハ 建築物であるものについては、その建築面積
    - ニ 法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可による占用の期間の初日及び末日
  - 十 公園一体建物の概要
- 3 図面は、縮尺千二百分の一以上の平面図（法第二十条の規定により都市公園の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断面図及び横断面図。第十九条第五項において同じ。）とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 都市公園の区域の境界線
  - 二 公園保全立体区域の境界
  - 三 行政区画名、大字名、字名及びその境界線
  - 四 地形

- 五 敷地の土地所有者別の区分
  - 六 主要な公園施設
  - 七 主要な占用物件
  - 八 公園一体建物
- 4 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

### ○蓮田市都市公園条例（抄）

平成3年3月22日条例第14号

#### （行為の制限）

第7条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- （1） 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
  - （2） 業として写真又は映画を撮影すること。
  - （3） 興行を行うこと。
  - （4） 競技会、展示会、博覧会、集会、祭りその他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

#### （行為の禁止）

第9条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- （2） 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3） 土地の形質を変更すること。
- （4） 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （5） はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- （6） 立入禁止区域に立ち入ること。
- （7） 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めおくこと。

## 資料 4

- (8) ごみその他の廃棄物を捨てること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。

○ 蓮田市公園管理報奨金交付要綱

平成21年12月28日  
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市民協働に基づき奉仕活動として公園の管理作業を行う団体等に対し、報奨金を交付することで、良好な都市環境と健全な街づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公園」とは、都市公園法(昭和31年法律第79号)に定める都市公園のほか、蓮田市又は教育委員会で管理する公園、緑地、緑道及び広場等をいう。

2 この要綱において、「管理作業」とは公園の清掃、除草及び簡易な樹木剪定をいう。

3 この要綱において、「団体」とは、管理作業を実施する公園に近在する自治会、婦人会、老人会、趣味の団体等で、蓮田市公園管理奉仕活動団体として登録したものをいう。

(活動内容)

第3条 団体が行う活動内容は次のとおりとする。

(1) 公園の除草は年3回以上、清掃は月1回を目安に行い、清潔を保持する。

(2) 剪定は低木を中心とし、剪定場所については、あらかじめ市と協議し、年1回以上行うものとする。

(3) 樹木、遊具等の盗難、損傷、故障及び病害虫が発生した場合における市長又は教育長への連絡

(活動の安全)

第4条 団体が行う活動は、蓮田市が加入する市民総合賠償補償保険の対象となるが、法令を守り、安全に十分注意して行わなければならない。

(活動期限)

第5条 管理作業の活動期限は、4月から翌年3月までの1年間とし、廃止の申請がない場合は、引き続き活動を行うものとする。

(団体の登録)

第6条 蓮田市公園管理奉仕活動団体として登録しようとする団体は、様式第1号の蓮田市公園管理奉仕活動団体登録申請書を市長又は教育長に提出しなければならない。

2 市長又は教育長は、前項の規定に基づく申請があったときは、様式第2号の蓮田市公園管理奉仕活動団体登録証を通知するものとする。

3 前項の規定により、登録証の交付を受けた団体で、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに様式第3号の蓮田市公園管理奉仕活動団体登録変更届を市長又は教育長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により、登録証の交付を受けた団体が登録を廃止する場合は、速やかに様式第4号の蓮田市公園管理奉仕活動団体登録廃止届を市長又は教育長に提出しなければならない。

(報奨金の交付)

第7条 市長又は教育長は、団体に対し報奨金を予算の範囲で交付する。

2 報奨金の額は、原則1公園の基本額を年額1万円とし、これに管理作業を行う面積1平方メートル当たり20円を乗じて得た額を加算したものとする。ただし、算出額に100円未満の金額がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

3 年度途中において登録した団体又は廃止した団体の報奨金の額は、年額を当該事実発生月を含めた月割で算出した額とする。

(交付申請書)

第8条 報奨金の交付を受けようとする団体は、様式第5号の蓮田市公園管理報奨金交付申請書及び様式第6号の蓮田市公園管理奉仕活動計画表を活動実施前に市長又は教育長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長又は教育長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、様式第7号の蓮田市公園管理報奨金交付決定通知書により申請団体に通知するものとする。

(報奨金の請求)

第10条 前条の規定により報奨金の交付決定を受けた団体は、様式第8号の蓮田市公園管理報奨金請求書に、様式第9号の蓮田市公園管理奉仕活動報告書を添えて市長又は教育長に提出しなければならない。

(報奨金の交付の時期)

第11条 報奨金の交付は、翌年3月に当該実績に基づき交付するものとする。

(報奨金の返還)

第12条 市長又は教育長は、偽りその他不正の手段により報奨金を受けた団体があるときは、当該報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (平成21年12月28日市長決裁)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月3日市長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式 [省略]